

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月、同年2月及び2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 1 月及び同年 2 月
③ 平成 2 年 3 月

申立期間①について、私は、A都道府県に住んでいた頃、国民年金保険料を納付するよう何度も催促されたので、元夫が私の保険料をまとめて何十万円か集金人に支払ったことを記憶している。

また、申立期間②及び③については、母親が、毎月私の国民年金保険料を集金人に支払っていたことを記憶している。

申立期間①から③までについて、国民年金保険料が未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

2 申立期間③について、申立人は、「結婚するまでは、私の国民年金保険料は、当時同居していた母親が納付してくれていた。」と供述しているところ、申立人の母親は、「申立期間については、毎月、申立人と夫と自身の3人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。」と供述しており、前述の被保険者名簿によると、申立人の両親に係る申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

また、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②を含め昭和 63 年度の申立人に係る国民年金保険料は全て納付済みであることが確認できるところ、申立人が申立期間後に住所を移したC市町村の被保険者名簿によ

ると、当該年度の保険料の納付月数は10か月と記録されていることから、両市町の被保険者名簿に記載された当該年度に係る納付記録が相違していることが確認できる上、C市町村の被保険者名簿によると、平成元年度の保険料の納付月数について、11か月と記録されているものの、備考欄に「11月納付 どの月かわからず」の記載が確認できることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

- 3 一方、申立期間①について、申立人は、「A都道府県に住んでいた頃、自宅に集金人が来て国民年金保険料を納付するよう何度も催促されたので、元夫が、私の保険料をまとめて何十万円か集金人に支払った。」と供述しているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立人がA都道府県に住所を移したのは平成3年2月25日であることが確認できることから、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとされる申立人の元夫からは、申立期間当時の保険料の納付状況について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

「ねんきん定期便」によると、私が、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給料明細書から確認できる報酬月額とは違っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及びB事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月5日から44年2月1日まで

日本年金機構からの回答によると、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したとされているが、私は、脱退手当金を請求し受給した記憶は無い。また、脱退手当金を受給しているのであれば、直後のB社における被保険者期間についても請求しているはずである。納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人は、「働いていた会社は、経営者が代わってA社からB社になった。」と供述していることから、申立人が、B社に係る被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金は、A社の厚生年金保険の資格喪失日（昭和44年2月1日）から約1年7か月後の昭和45年9月4日に支給決定されている上、同事業所における女性従業員44人中、脱退手当金の受給資格がある女性従業員は8人（申立人を含む。）であり、そのうち、申立人以外で脱退手当金の支給記録がある2人については、資格喪失日から約10か月後及び約9か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理が行われておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、「昭和45年3月*日に結婚式を挙げ、その時から新姓を名乗っていた。」と供述していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年9月まで
申立期間については、昭和58年頃自宅に社会保険事務所(当時)から電話があり、国民年金保険料の未納分について納付勧奨されたことから、母が集金に来た人に遡って一括で納付したと聞いている。未納とされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、昭和58年頃に社会保険事務所から電話があり、国民年金保険料の未納分について納付勧奨されたことから、母が集金に来た人に遡って一括で納付したと聞いている。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月30日付けで、A市町村において払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村の国民年金被保険者名簿にも、申立人の国民年金加入手続の受付日は昭和60年8月9日と記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたものと推認され、この時点で申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を一括して納付した申立人の母親は、2年ほど前から病気のため話ができる状況ではないとの理由により具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年3月まで
結婚直後に自宅へ集金人が来て、国民年金の加入を勧められたので夫と共に加入した。私の国民年金保険料は、結婚当初から夫の保険料と共に集金人に納付していたはずであり、未納となっていることに納付できないので年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚直後の昭和38年6月頃に国民年金に加入した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和40年3月12日から同年11月30日までの間に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳の発行日欄に40年11月30日と記入されていることから、この頃に申立人が国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、それ以前に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されている事情もうかがえない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の検認印欄を確認したところ、昭和40年度以降の検認記録しか確認できず、この検認記録は、A市町村の国民年金被保険者名簿の収納記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同時に国民年金に加入し、集金人に二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の国民年金手帳は、申立人と連番で昭和40年11月30日に払い出され、保険料納付記録は申立人と同じく同年4月から始まっており、それ以前の申立期間のうち、国民年金加入期間の39年1月から40年3月までについては申立人と同様に未納となっている。

なお、申立期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号払出日から見て、過年度納付することが可能であったものの、申立人は「加入時から毎月集金人に納付していたが、遡って納付したことは無い。」と供述している上、A市町村では集金人は過年度保険料の集金を取り扱っていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月

「ねんきん定期便」によると、申立期間については「空いている期間があります。」と記載されており、国民年金保険料の納付済期間とされていない。

このため、私は、申立期間を含む昭和55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料の領収証書を年金事務所に提示し説明を求めたところ、「申立期間の保険料は、既に還付している。」との回答を受けた。

しかし、私は、申立期間の国民年金保険料の還付に係る通知及び還付金は一切受けておらず、申立期間は保険料を納付しているため、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収証書によると、申立人は、申立期間を含む昭和55年4月から56年3月までの期間の保険料を同年5月1日に過年度納付したことが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、保険料に関する記録欄中の昭和56年3月の欄には「還」の記載があり、備考欄には「事前還付 56・3 3,770円(56・6・29)」の記載があることが確認できること、i) A市町村の国民年金被保険者名簿によると、昭和55年度の欄には「56・3 『還』 57・1・22支払済」の記載が確認できること、ii) 前述の被保険者台帳及び被保険者名簿によると、申立人は昭和56年3月27日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年4月30日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、同年5月1日に申立期間を含む55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料を納付したものの、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、社会保険事務所（当時）において、納付された保険料のうち申立期間の保険料について同年6月29日に過誤納として調査決定され、その後、社会保険事務所は、申立期間に係る還付金を支払い、A市町村に対し、還付金の支払いが完了した旨を連絡し、

A市町村では、連絡を受けた内容を被保険者名簿に記載したものと推認できる。

また、申立人の夫は、「昭和56年4月30日にA市町村役場の支所で妻の国民年金の加入手続をした。」と供述しているところ、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月28日に払い出されていることが確認できる上、前述の被保険者台帳及び被保険者名簿によると、申立人は、同年4月30日に付加保険料の納付申出と合わせて任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認できること、ii) 申立人は、同年3月*日に婚姻しており、オンライン記録によると、申立期間において、申立人の夫は共済組合の組合員であることが確認できることから、申立期間については任意適用期間に当たり、制度上、遡って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することができない期間に該当することから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは無い。

さらに、申立人の夫は、「国民年金被保険者台帳には、申立期間の還付金が支払われた日が記載されていない。こんな大切なことを記載していないのはおかしい。」と主張しているものの、社会保険庁（当時）の通知において、「過誤納として調査決定をしたときは、国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録欄に還付期間及び還付金額を、国民年金保険料還付整理簿（過誤納額整理簿）に還付金額、決定年月日その他必要な事項をそれぞれ記載することとし、還付金を支払ったときは、国民年金保険料還付整理簿（過誤納額整理簿）に支払年月日を記載すること。」とされていることから、前述の被保険者台帳に記載された内容は、当該通知どおりの事務処理が行われていたこととなる。

なお、申立人の住所を管轄する社会保険事務所においては、申立人の申立期間の還付金に係る国民年金保険料還付整理簿（過誤納額整理簿）は保存されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年6月まで

私は、昭和59年1月頃、A市町村役場で転入手続を行った際、市町村役場の職員に言われて国民年金の加入手続を行った。

また、申立期間の国民年金保険料は、近くの金融機関で納めていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間が未加入期間と記録されているので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年1月頃、A市町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、近くの金融機関で納めていた。」と申し立てているところ、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、社会保険事務所（当時）及びA市町村の記録によると、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が確認できない上、同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は国民年金の未加入者に該当し、申立期間は保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「転入手続の際に国民年金の加入手続を行っているはずであり、申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料や住民税などと合わせて、2万5,000円から3万円程度であった。」と供述しているものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月頃から 45 年 3 月 2 日まで

私は、昭和 37 年 1 月頃、A社に入社し、46 年 3 月 31 日まで継続して同社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人のA社における入社時期は特定できないものの、申立人は申立期間の一部期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち同年 5 月 31 日以前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の元事業主の妻は、「当時は、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格取得の届出はおおむね同時に行っており、取得前の期間において給与から社会保険料を控除することはなかったと思う。」と供述しているところ、同社において雇用保険の被保険者記録が確認できる他の複数の同僚の雇用保険と厚生年金保険の資格取得時期はおおむね一致していることが確認できる上、申立人についても、同社における雇用保険と厚生年金保険の資格取得時期は一致している。

さらに、A社の元事業主は既に死亡している上、元事業主の妻は、「申立期間における資料は、会社倒産時に全て廃棄済みである。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 5 月まで

私は、昭和 32 年 4 月から 33 年 5 月まで A 社の B 事業所で従業員として勤務したが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、近所に住んでいた A 社の社長と私の父が親しかったこともあり、同社に雇用してもらった。同社では、B 事業所で従業員として勤務した。」と供述しているところ、当時、A 社の C 事業所で勤務していた者は、「いつ頃かは覚えていないが、社長が申立人を連れてきたことを覚えている。」と供述していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、A 社又は、当時、同社の関連会社で B 事業所を経営していた D 社（現在は、E 社）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとする B 事業所を経営していた D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退社した後の昭和 34 年 6 月 1 日であり、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 事業所で仕入業務を担当していた A 社の社員は、「B 事業所で勤務していた者は、D 社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、当時、B 事業所の厨房^{ちゅうぼう}で勤務していたと申立人が記憶している同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できないほか、D 社が厚生年金保険の適用事業所となった時に厚生年金保険の被保険者となっている 15 人は、いずれも新規適用前の昭和 34 年 5 月以前に A 社における厚生年金保険の加入記録は無い上、申立期間において、別事業所においても厚生年金保険に加入していなかったことが確

認できる。

さらに、上記の 15 人については、死亡又は居所不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている複数の被保険者は、「当時、A社で厚生年金保険に加入したのは、事務職や営業職の正社員だけだった。」と供述しており、いずれも自身の職務内容は、事務職又は営業職であったと供述していることから、同社は勤務している全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、現在、E社に係る社会保険に関する事務を行っているA社は、「A社及びD社に係る当時の厚生年金保険の取得届及び喪失届の綴りに申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年頃から21年4月1日まで
② 昭和21年9月1日から22年4月28日まで

私は、昭和19年頃から22年6月までA社で勤務していたが、19年頃から21年4月1日までの期間(申立期間①)及び同年9月1日から22年4月28日までの期間(申立期間②)の船員保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間①及び②について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私は、昭和19年頃に同郷の友人に誘われ、一緒にB都道府県のC市町村に行った。C市町村では一緒に訓練所に入り、その後、その友人とは別々の船に乗った。」と供述しているところ、上記友人は、昭和19年8月までD都道府県の別の事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人と上記友人は、同年9月以降にB都道府県に行ったことがうかがえる。

また、上記友人は、A社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和20年4月1日から21年4月1日まで船員保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、複数の船舶所有者(船主)及び船舶を集めた会社であり、同社に係る船員保険被保険者名簿において、被保険者資格のある同僚は、「船員保険に加入するかどうかは、当時はその船の船主が決めていたので加入状況は分からない。」と供述しており、申立人は、「友人とは、別々の船に乗った。」と供述していることから、上記友人の船員保険被保険者記録をもって、申立人の船員保険の加入状況を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、「A社では、昭和19年頃から22年頃まで継続して勤務した。」と供述している一方で、「A社では2隻の船に乗った。途中、船を修理している期間に船を降りていた時期がある。」と供述している。

また、上記被保険者名簿の被保険者のうち、「A社では、3年ほど勤務した。」と供述している同僚の同社における船員保険被保険者記録は、資格の取得及び喪失を複数回繰り返しているほか、上記被保険者名簿において同様の記録となっている複数の被保険者が確認でき、このうち連絡の取れた複数の同僚は、「船に乗っていない間は、給料が支給されていないので船員保険に加入していないと思う。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人が昭和22年4月28日付けで資格取得している記録の備考欄には、「再取得」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は当時、乗務していた船名及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、A社は、既に解散していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。